

広島県告示第七百六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定によって、公有水面の埋立てによって次の表の上欄に掲げる土地が福山市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によって当該土地を同表下欄に掲げる字の区域に編入する旨、福山市長から届出があった。

平成十九年七月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

上 欄		下 欄	
位 置	面 積	位 置	面 積
福山市沼隈町大字常石字端田新開九九六の一五の地先かつ九九六の一六及び一七の地先	八、七四五・四二平方メートル	福山市沼隈町大字常石字端田新開	
福山市沼隈町大字常石字下根引二二八四の三から一二八四の五を経て一二八四の四に至る地先	一二、八九五・八七平方メートル	福山市沼隈町大字常石字下根引	
福山市沼隈町大字常石字下根引二二八四の四の地先	一〇〇・九一平方メートル	福山市沼隈町大字常石字下根引	